

実行教の社会事業

國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所
共同研究員 今井 功一

はじめに

明治期にはキリスト教の各教会・教派が学校や病院などを建設し、布教の足掛かりとしていった¹。仏教教団もこれに対抗するように、様々な事業を実施するようになる。仏教については、近代よりも前から様々な救貧事業などをおこなっており、あらためて「仏教社会事業」「仏教社会福祉」などとして捉えなおされ、研究の対象となってきた²。

1938年（昭和13）の社会事業法

- 一、養老院、救護所其ノ他生活扶助ヲ為ス事業
- 二、育児院、託児所其ノ他児童保護ヲ為ス事業
- 三、施療所、産院其ノ他施薬、救療又ハ助産保護ヲ為ス事業
- 四、授産所、宿泊所其ノ他経済保護ヲ為ス事業
- 五、其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業
- 六、前各号ニ掲ゲル事業ニ関スル指導、連絡又ハ助成ヲ為ス事業

1950年国際社会事業大会

「社会事業とは、正常な一般生活の水準より脱落、背離し、またはそのおそれのある不特定の個人または家族に対し、その回復、保全を目的として、国家、地方公共団体あるいは私人が社会保険、公衆衛生、教育などの社会福祉増進のための一般対策と並んで、またそれを補い、あるいはそれに代って個別的、集団的に保護、助長あるいは処置を行う社会的な組織的活動である」³

教団によって行われてきた社会的活動・奉仕活動あるいは寄付献納等を対象に、富士講系教派神道の一つである実行教がどのような事業をどのようにおこなっていたのか

神道と社会事業

神社の社会事業へのかかわりについては、従来、「福祉活動との関連が少ない」とされがちであったなかで、藤本頼生によって神社及び神社行政に携わった内務官僚の思想についてについて明らかにされてきた⁴。また、天理教や金光教に

¹ 例えば、日本基督教社会福祉学会『日本キリスト教社会福祉の歴史』（ミネルヴァ書房、2014）など多くの研究蓄積がある。

² 最近の研究成果として、井川裕覚『近代日本の仏教と福祉』（法蔵館、2023）

³ 「社会事業」『日本大百科全書 ニッポニカ』

⁴ 藤本頼生『神道と社会事業の近代史』弘文堂、平成21年（2009年）

についてはそれぞれの布教伝道史において、救貧事業などの具体的事例が多数伝えられているところである。しかしながら、その他の教派は、組織的には「寄せ集め」的で、統一的な事業のない印象を強く抱かせる。

不二道以来の社会奉仕の伝統

近世初期の伝説的行者・角行に端を発する富士信仰のうち、小谷庄兵衛（禄行三志、1765～1841）が富士講から不二道へと展開させた。不二道を母体として、柴田花守（咲行三生、1809～1980）が実行社を組織、明治15年に神道実行教として一派特立。長野、静岡、栃木、茨城を中心に多くの信徒を有した。同気と呼ばれる信徒同士の相互扶助、「土持」と称する河川の築堤工事や道普請などの奉仕を無償でおこなう労働力の提供に特徴。1843（天保14）年将軍日光社参の折には、草鞋、飼葉上納を七千人弱が参加したことが知られる。不二道のこうした労働奉仕や献納活動は、この世を支配する富士山の神さまから委託を受けてこの世を支配している天皇・将軍への報恩として現れたものと理解される。

こうした伝統は、例えば「下野国那須ノ原水路開鑿の願」「我実行社々員に於ても為御国該原水路開鑿の儀応分の献力致度」⁵として、実行教にも受け継がれた。

日清戦争

1894（明治27）年2月25日に日清戦争が勃発すると、実行教では教師の派遣に危機感を表す。渡韓して種々の活動を実施していた他教を意識して神道家に対して呼びかけた。

於期子「神道家に望む」『惟一』第16号23～24頁

「彼れ仏耶教徒は学校、病院、孤児院、を設立し、以て社会的運動に奔走馳駆しつゝあるにあらずや、今の時に当りて、神道家たるもの勇奮蹴起せすして、孰れの日か教義拡張するを得んや、此天与の好機に奮起せざるは吾人神教のために惜む、如今拓開すへき事業山の如く海の如し、惟ふにこれ得易からざるの期機、奮励一番伎倆を現はすは実に茲にあり、瑣事に拘泥軋轢するは愚なり、言ふへき時は已に去れり、実行すへき秋来たる、君国のため努力せられんことを望む」⁶

仏教及びキリスト教の各種社会事業を念頭に、神道家も同様の活躍をする必要が述べられる。仏教宗派が朝鮮や台湾で、従軍布教を経て様々な社会事業を実施していたことが知られている⁷。売トをはじめとする営業を活動の中心とするのではなく、布教を積極的に行う宗教であることを目指した。海外への布教も、

⁵ 『実行雑誌』明治15年5月25日1丁

⁶ 於期子「神道家に望む」『惟一』第16号23～24頁

⁷ 中西直樹「日本仏教の初期台湾布教（2）占領地布教と各種付帯事業の展開」『佛教文化研究所紀要』（2016）等

そで行われている学校・病院の建設も、神道教派よりも先んじて「宗教」としての自覚と社会的地位を確保していた仏教宗派やキリスト教の各教会が行っていることと同じように活動することで神道をひとつの「宗教」と示すべきなのだ、という実行教にとっての「神道改革」のひとつであった。

開戦直後、本館を中心に草鞋 26,959 足、長野県伊那分局から金 5 円、静岡県藤枝分局から草鞋 5,000 足といった物資や資金を、陸軍恤兵部に献納する⁸など、この戦争に対して教団を挙げた協力していた。金納もさることながら、不二道以来の草鞋献納の数が非常に多いことが特徴的であろう。

明治三陸津波

1896（明治 29）年 6 月 15 日、午後 8 時ごろ三陸沖で発生した明治三陸地震では、三陸沿岸を中心に死者約 2 万 2 千人、流出、全半壊家屋 1 万戸以上という甚大な被害をもたらした大規模な津波が発生した。この被害を受けて、『惟一』誌上に報告が掲載された。

『惟一』第三十号

海嘯義捐 東奥三県に於ける大海嘯は実に悲惨の極にして死傷数万の上に出で其纔に身を以て逃るゝを得たるもの多くは難余病に冒され氣息奄々たり其然らざるものは飢餓に陥り漸く救助に遇ふて露命を支へつゝありと云茲に於て本教は疾く義援金募集の方法を講じ府下は本館員悉く出張して部下教会及教師に就いて其義出を求め地方は各分局教会毎に其教長教会長をして之を取纏め直接三県に送附すべき旨諭示相成りたり⁹

直後に被災者救済のための事業について呼びかけと報告が行われた。

『惟一』第三十一号

教報 海嘯義捐

（前略）今本館集纏に係るもの及本日迄に本館に送付越したるものを左に掲ぐ而して其本日迄に本館に纏めしものを三県に送付したれば其詳細は領収証の到着を待ちて次号の誌上に掲載すべし（八月廿八日）¹⁰

本館 31 名 13 円 45 銭、府下大国教会 23 名 6 円、埼玉県比企横見分局 28 名 3 円、長野県伊那分局 101 名 22 円 8 銭

「各分局教会より直ちに嘯害地へ送附せしもの」

長野県伊那分局 17 名 28 円 10 銭、茨城県仁連分局 166 名 20 円 61 銭

この後、半年にわたって寄付報告が掲載される。大半が金納であるが、まれに木綿反物の寄付もみられる。

⁸ 『惟一』第七号 明治 27 年 9 月 5 日 42 頁

⁹ 『惟一』第三十号 明治 29 年 8 月 5 日 5 頁

¹⁰ 『惟一』第三十一号 明治 29 年 9 月 5 日 5 頁

関東大震災

1923（大正12）年9月1日正午2分前に発生した関東大震災は、当時、東京府牛込区東五軒町にあった実行教本庁にも大きな被害をもたらした。

この時も、『神道実行教教報』に報告が掲載された。

大震災義援金決算報告（『神道実行教々報』第三九号）p7

収入之部

一金四千貳百四拾参円九拾五銭 義捐金総額

支出之部

一金参千九百四拾壹円貳拾四銭 支出金総額

○内訳

金八百八拾円 罹災教会教師見舞金

金参千六拾壹円貳拾四銭 本庁建物復旧費

○差引剰余金 参百貳円七拾壹銭也

本剰余金ハ臨時収入トシテ本庁会計ニ繰入ルコトヲセリ

右ノ通りニ候也

大正十四年二月二十二日

神道実行教本庁¹¹

今回は実行教本庁自身が被災者であり、各教会から集められた4,243円95銭の義捐金も、大半が本庁の復旧に用いられた。

あくまで、地震が被災者であり、余力はなかったようである。

『神道実行教々報』第二四号

大阪分局にては東都の震災座視するに忍びすとなし九月四日教師会を開催し義捐金抛出の議を決し九月十二日集金九拾参円四十銭を大阪府庁経由寄贈同月十七日集金参拾七円八拾銭を兵庫県経由同月十九日集金百六円六拾銭を大阪府庁経由寄贈し更に本庁へは別に送り越さる

名古屋市老松町実行教伏見稻荷教会にては同上の次第により九月十一日衣類七梱（三百四拾八点）を愛知県庁経由寄贈同月十五日衣類十二梱（七百拾点）を同上寄贈し尚第三、四、五回と順次引渡をなせり

本社所属三辛教会長衛藤教正は震災後直に臨時救済部を設ケ鍛冶橋畔に出張所を置き米野菜等を配給し、或は交通労働者等の渴を医し衛生保持のため玄米湯を接待すること等今尚継続し傍人事相談所を開始し求職人又は借地借家等より諸般に亘り無料紹介をなし、更に又託児所を設けて、外勤婦人の便益を計らんと計画中なり

本庁と呼ばれる教団本部はあくまで被災者であり、各教会、支部による自主的

¹¹ 『神道実行教々報』第三九号

な活動が盛んにおこなわれていたことがわかる。ただし、本町としては金銭的な余裕はなくても各教派合同及び実行教単独での被災者慰霊祭は実施している。

更生保護

本教々師の社会事業／少年保護団と無料宿泊所 (『神道実行教々報』第三九号)

p 3

「鎮魂気吹法」著者府下豊多摩郡杉並村阿佐ヶ谷四三七、神之道講義所長住田教正は神道家として国民精神の樹立涵養に努むる熱心家なるが、今回更らに「神道自宗学舎」の名の下に司法省所属少年審判所少年保護団体を企画し司法省の認定を得、客冬十一月より事業を開設したり、

又た長崎市船大工町二八、本教々師尾崎末太郎氏は同所に無料宿泊所を設置して労働者のために尽瘁し居れりと、住田氏といひ尾崎氏の此の種の事業は現下最も緊要の事に属し且つ宗教団体として其の余力を傾けて努力すべき好個の社会事業と謂ふべく、その続出を喜び成功と発展を祈る¹²

実行教の地方教師らによる「少年保護団」「無料宿泊所」設立。

「現下最も緊要の事に属し且つ宗教団体として其の余力を傾けて努力すべき」としながら教団本体の活動でない、一教師、一傘下団体の活動。

住田牟都美

昭和期には大井隣保館（昭和六年に発足し、財団法人大井社会事業助成会により運営。保育事業・図書事業・診療事業児童健康相談および訪問事業・法律相談・教化事業等を実施した¹³）のメンバーとして厚生事業に名がみえる¹⁴。

鎮魂気吹法 (『神道実行教々報』第三五号、大正13年11月)

府下杉並村阿佐ヶ谷の神之道講義所より表題の如き修養必読の良書発行せらる、鎮魂の意義、気吹の意義より説地して坐法、拍手、祝詞等の説明詳細を極め、気吹の作法、表示に至るまで平明に説き尽し、恐れ多くも先帝明治天皇の『わが国は神のすゑなり神祭る昔の手ぶり忘るなよゆめ』の御製を信條として掲出したり、教師諸君の一読を奨む¹⁵

神道自宗学舎 (『司法保護事業年鑑 昭和12年第1巻』など)

「講義所」による霊術書の刊行などの活動を見るに、とりわけ独立色の強い活動と思われる。

教理としての「実行」

不二道における根拠「世界を支配する富士山の神様から地上の支配を委託さ

¹² 『神道実行教々報』第三九号

¹³ 『品川区史』現代篇 p655

¹⁴ 『厚生事業』25 (9) 東京都厚生事業協会 1941-9 など

¹⁵ 『神道実行教々報』第三五号、大正13年11月

れている天皇・将軍に対する報恩」

活動の根拠としての、教名に冠した「実行」の語、「実践躬行」の語

「帝都復興に関する詔書を実行教の教義に照らして解釈する」という記事

時弊——物質的文明の進歩に伴なはぬ精神的文明の欠陥に就て、我が実行教は、一言にして之を〇（おほ）ふものがある。曰く『実行を専踐して虚文の弊を矯正すべし』¹⁶

実行——十二代前管長柴田忠行師は、嘗て米国シカゴに於ける世界宗教大会へ臨まれた時、本教々義を釈明せられた中に『我が教の重ずる所は、来世に非ずして現世の実行にあり故に我が教徒は、先づ皇統の無窮を祈り、次に国民の安泰を祈り、徳は孝を以て本とし、行は分を守り、業務を励み、宗教の自他を問はず、あだに酬ゆるに恩を以てし、国民協力、相助けて諸般の公益を謀り、以て神恩国恩に報ぜんとする外、他念あらざるなり』と説破された。之を要するに、我が教祖各師の説き教へられたる本教の信條は迷信にあらず、奇怪をとかず、皇祖皇宗の遺訓を平明簡易に祖述し実行し来つたに外ならぬのであつて、更らに近く煥發された大詔を拝読し奉つて聖旨のある所、我が実行教の教義実行に外あらざるを強く、著しく感銘するのである。¹⁷

おわりに

- ・不二道の伝統と「近代的な宗教」とを接続することができる接点が行実行教にとっては労働奉仕や寄付献納などの社会事業であった。
- ・土持などの直接的な労働力提供から飼葉草鞋などの物資の提供、さらに義捐金へ
明治神宮造営にあたっては苗木三千本を奉納した（井野辺茂雄『富士の信仰』）というが、明治神宮造営には不二道孝心講が1915（大正4）年4月6日～10日に延べ1232人の労働力を提供しており対照的である¹⁸。
- ・本庁事業から各教会の事業へ
- ・社会事業の衰退
- ・教義と事業の関連性の希薄さ
- ・同時に「神道改革」への気概と救世軍をはじめとするキリスト教や仏教の社会奉仕活動への敵対心から、さまざまな呼びかけがなされた。ただし実際には多くが理念にとどまる。

¹⁶ 『神道実行教々報』第25号1924年1月5頁

¹⁷ 『神道実行教々報』第25号1924年1月6頁

¹⁸ 明治神宮造営局『明治神宮造営誌』（明治神宮造営局、1923）